

# 鳥獣害防止施設等整備実施基準

平成 11 年 12 月 20 日 緑第 805 号  
平成 30 年 9 月 25 日 森整第 447 号  
令和 2 年 10 月 16 日 森整第 497 号  
令和 4 年 11 月 15 日 森整第 505 号  
令和 7 年 10 月 24 日 森整第 453 号  
最終改正 令和 8 年 6 月 12 日 森整第 254 号

(趣旨)

第 1 条 鳥獣害防止施設等整備の実施については、森林整備補助金交付規則（昭和 48 年 10 月 12 日規則第 73 号）、岩手県森林整備事業実施要領（昭和 48 年 10 月 12 日付け林業第 1192 号。以下「県実施要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整整第 885 号林野庁長官通知）、森林環境保全整備事業実施要領の運用について（平成 14 年 12 月 26 日付け 14 林整整第 580 号林野庁整備課長通知）及び特別な指示を行う場合を除き、この実施基準によるものとする。

(防護ネット柵の設置)

第 2 条 防護ネット柵の設置については、次によるものとする。

- (1) 防護ネット柵の標準仕様は別添仕様図のとおりとする。
- (2) 標準使用の使用資材は別添仕様図のとおりとし、代表的な資材は次によるものとする。  
なお、別添仕様図は標準仕様図であるため、設置にあたっては、現地条件に応じて、構造や材質等を決定すること。また、その際は、標準仕様と同等以上の構造及び材質とすること。

ア 標準仕様 A (木製支柱)

(ア) ネット

0.19mm ステンレス 8 本入り、高さ 2.3m、16 掛、358 目の網地と同程度の強度を有するもの。

(イ) 支柱等

a 主杭

長さ 3 m 以上、末口 7～11cm 程度のもの。

b 補助杭

長さ 50cm 以上、末口 7 cm 程度のもの。

上記資材は、防腐加工処理を行った木材又は同程度の耐久年数を有する木材とすること。

(ウ) ネット設置用ワイヤー

直径 2.5mm 以上であるもの。

(エ) その他資材

その他の資材については、シカの衝撃等に十分耐える資材とすること。

イ 標準仕様 B (FRP 支柱)

(ア) ネット

0.29mm ステンレス 4 本入り又は 0.20mm ステンレス 8 本入りポリエチレンネット、

高さ 1.8m、10cm 目合の網地と同程度の強度を有するもの。

(イ) 支柱等

長さ 2.4m 以上、直径 33mm 程度の繊維強化プラスチック製のもの。

(ウ) ネット設置用ロープ

a 上張りロープ

直径 8mm 程度のポリエチレン製のもの。

b 下張りロープ

直径 6mm 程度のポリエチレン製のもの。

(エ) その他資材

第 2 条の(2)のアの(エ)に準じる。

ウ 標準仕様 C (亜鉛メッキ加工パイプ支柱)

(ア) ネット

第 2 条の(2)のイの(ア)に準じる。

(イ) 支柱等

a 支柱

長さ 1.8m、厚さ 0.9mm、直径 38.1mm 程度の亜鉛メッキ加工丸パイプ

b 支柱用杭

長さ 1.2m、厚さ 1.6mm、直径 25mm 角程度の亜鉛メッキ加工角パイプ

(ウ) ネット設置用ロープ

a 上張りロープ

第 2 条の(2)のイの(ウ)の a に準じる。

b 下張りロープ

第 2 条の(2)のイの(ウ)の b に準じる。

(エ) その他資材

第 2 条の(2)のアの(エ)に準じる。

(3) 設置の基準

ア 標準仕様 A (木製支柱)

(ア) 支柱間の幅は 4 m とすること。

(イ) ネットの設置高は 2 m とし、残りの 30cm は地面に垂らすこと。

(ウ) 主杭の埋め込みは 80cm 以上とすること。

(エ) 補助杭は、主杭間に設置し、ネット及び下部のワイヤーを固定すること。

(オ) ネットは、主杭間で大きく垂れ下がらないよう留意すること。

イ 標準仕様 B (FRP 支柱) 及び標準仕様 C (亜鉛メッキ加工パイプ支柱)

(ア) 支柱間の幅は 4 m とすること。

(イ) ネットの設置高は 1.8m とすること。

(ウ) 支柱又支柱用杭の埋め込みは 50cm 程度とすること。

(エ) 下張りロープ固定杭により、ネット及び下張りロープを固定すること。

(オ) 支柱控えロープ及び支柱控えロープ固定杭により、支柱を補強すること。

(カ) ネットは、主杭間で大きく垂れ下がらないよう留意すること。

(忌避剤散布)

第 3 条 忌避剤による防除は、次によるものとする。

- (1) 忌避剤として農薬登録を受けた農薬を使用すること。
- (2) 薬量は、農薬の標準使用量とすること。
- (3) 薬剤散布に当たっては、使用上の注意を遵守すること。
- (4) 対象木の樹冠を中心として、林分全体にむらなく散布すること。
- (5) 薬剤散布中は、その旨の表示を行い第三者に対して注意を促すこと。

(使用薬剤)

第4条 使用する薬剤は、農薬登録を受けている薬剤とし、農薬登録における使用方法、使用上の注意事項等を遵守し、安全な管理・使用に努めるものとする。

(食害防止チューブ)

第5条 食害防止チューブによる防除は、次によるものとする。

- (1) 食害防止用チューブの標準仕様は別添仕様図のとおりとする。
- (2) チューブの設置に当たっては、雪害等による破損に十分配慮すること。

(使用チューブ)

第6条 使用するチューブは、森林整備事業や治山事業等で使用実績のあるチューブとし、メーカーによる使用方法、使用上の注意事項等を遵守し、安全な管理・使用に努めるものとする。

(施設改良)

第7条 施設改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。

- (1) 第2条に定める標準仕様に相当すると認められる既設の防護ネット柵の改良であること。
- (2) 防護ネット柵へのスカートネットの追加、防護ネット柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の向上、又は、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに帰因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。
- (3) 森林緊急造成、被害森林整備、重要インフラ施設周辺森林整備及び林相転換特別対策で実施する場合については、県実施要領第7条に基づいて締結された協定の対象とする森林において、皆伐を行わない旨を定める期間に行うもの。
- (4) 保全松林緊急保護整備で実施する場合については、樹種転換を目的として行う施業を実施した森林において行うもの。

(鳥獣害防止施設等整備実施上の留意事項)

第8条 鳥獣害防止施設等整備の実施に当たっては、次のことに留意すること。

- (1) 防護ネット柵については、適正な管理を行い、破損等を発見した場合は速やかに修理等を行うこと。
- (2) 忌避剤散布については、環境及び人体への影響に十分配慮するとともに、効果についてチェックを行い、効果が認められない場合は他の防除法について検討すること。
- (3) 食害防止チューブについては、防止効果及び雪害等の調査を行い、被害及びチューブの破損等が多発するなど効果が認められない場合は他の防除法について検討すること。

(薬剤及び資材等の受払簿の整備)

第9条 事業主体は、薬剤、チューブ等の資材の購入及び使用について、受払簿（様式第1号）及び証拠書類を整備するものとする。

(写真の整備)

第10条 事業主体は、県実施要領第6条第4項に基づき、事業に係る写真を整備しなければならない。

(その他)

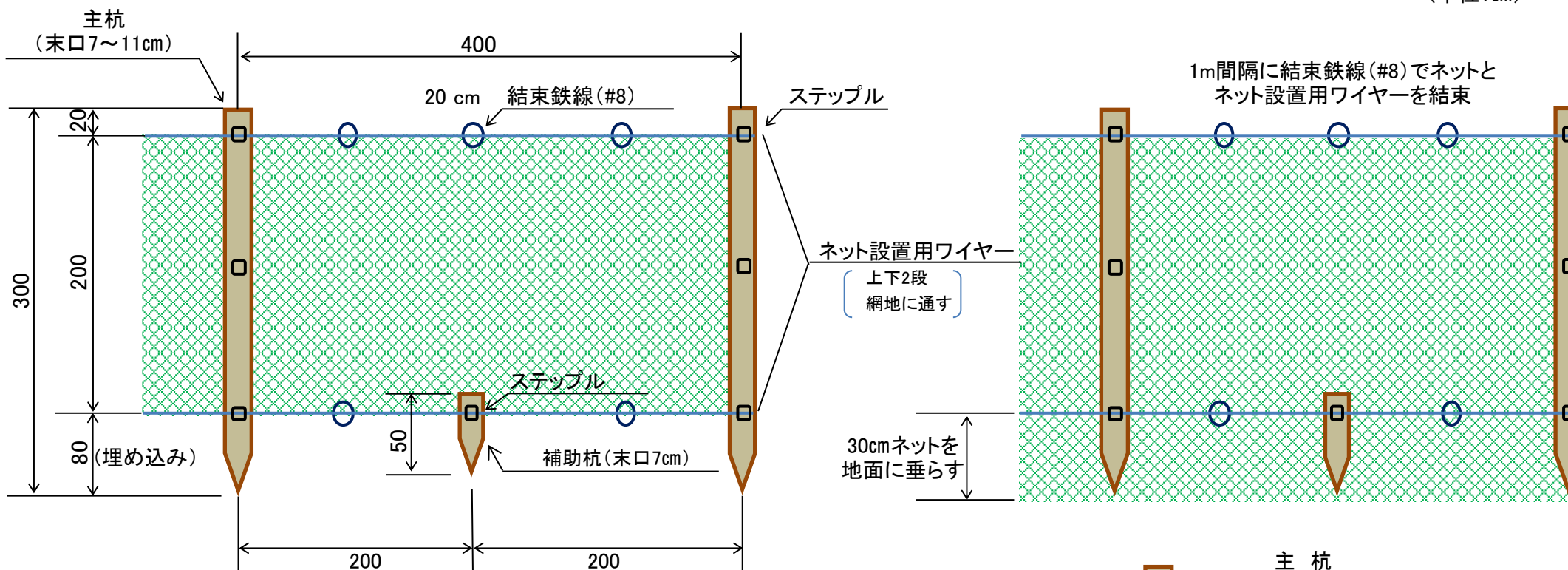
第11条 この実施基準に定めのないものについては、広域振興局長に協議するものとする。

附 則

この実施基準は、令和8年度事業から適用する。

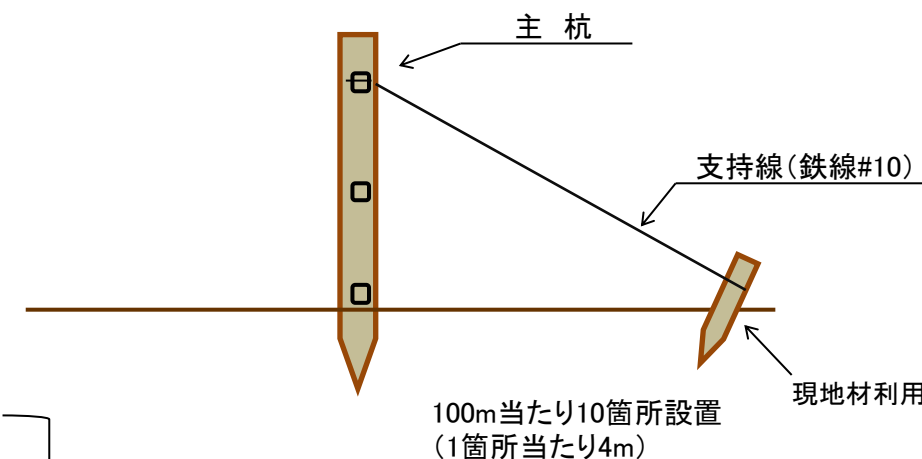
# シカ防護ネット柵(Aタイプ)標準仕様図

(単位: cm)



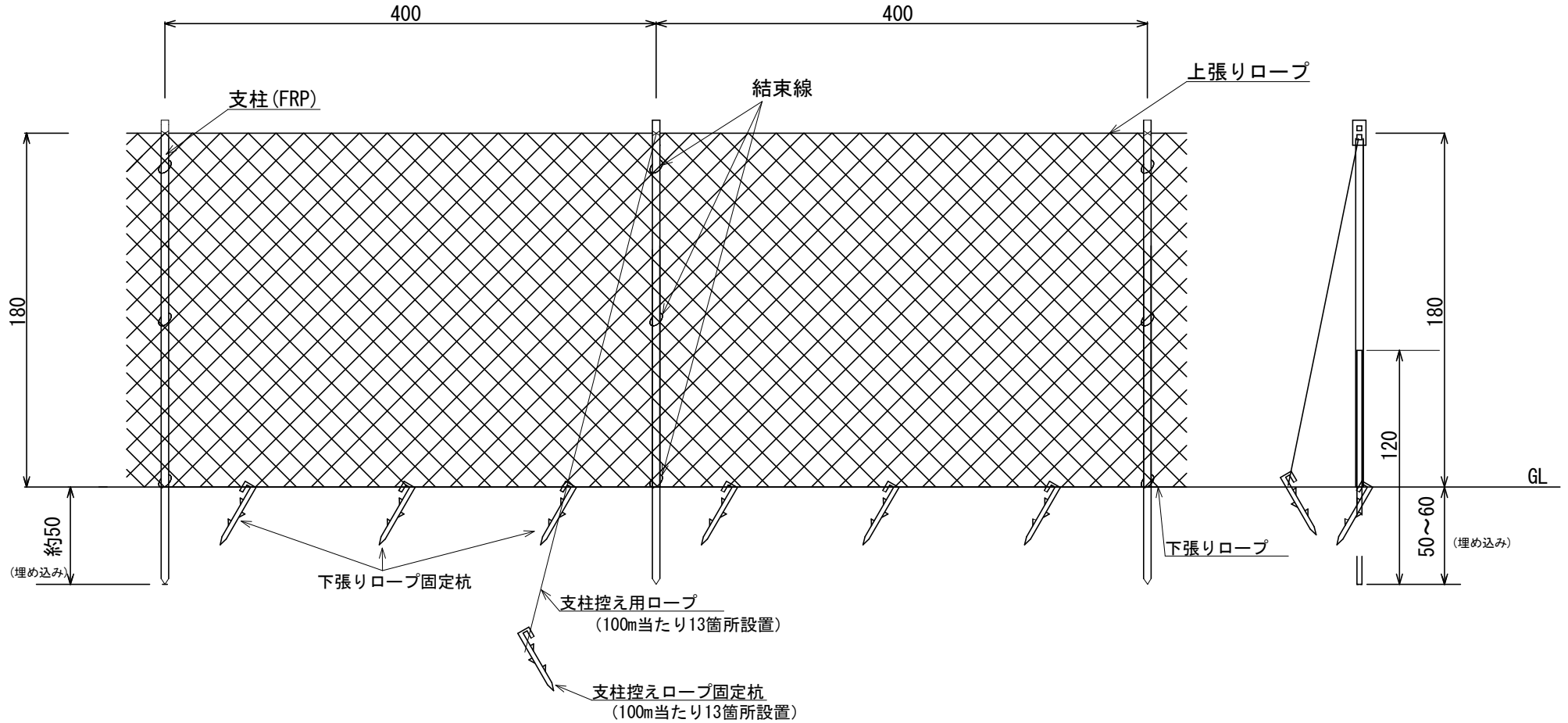
(100m当たり)

名称	形状	数量	単位
ネット	L=50m(0.19mmステンレス8本入り、H=2.3m、16掛、358目)	50m/反	2反
主杭(防腐処理)	支柱L=3m、末口7~11cm	1本	26本
補助杭(防腐処理)	支柱L=0.5m、末口7cm	1本	25本
ネット設置用ワイヤー	網線2段張りφ2.5mm 100m×2(上下)本×1.1(安全率)=220m	520m/玉	0.43玉
結束鉄線	亜鉛メッキ鉄線#8(4.0mm) 125箇所(5×25) 0.2m×125=25m	10.1m/kg	2.48kg
ステップル	V型(エラ付)L=30mm 主杭3×26本=78個 補助杭1×25本=25個	280個/kg	0.37kg
支持線	亜鉛メッキ鉄線#10(3.2mm) 4m×10箇所=40m	15.8m/kg	2.54kg



資材量は切上げ

# シカ防護ネット柵 標準仕様図B (FRP支柱)

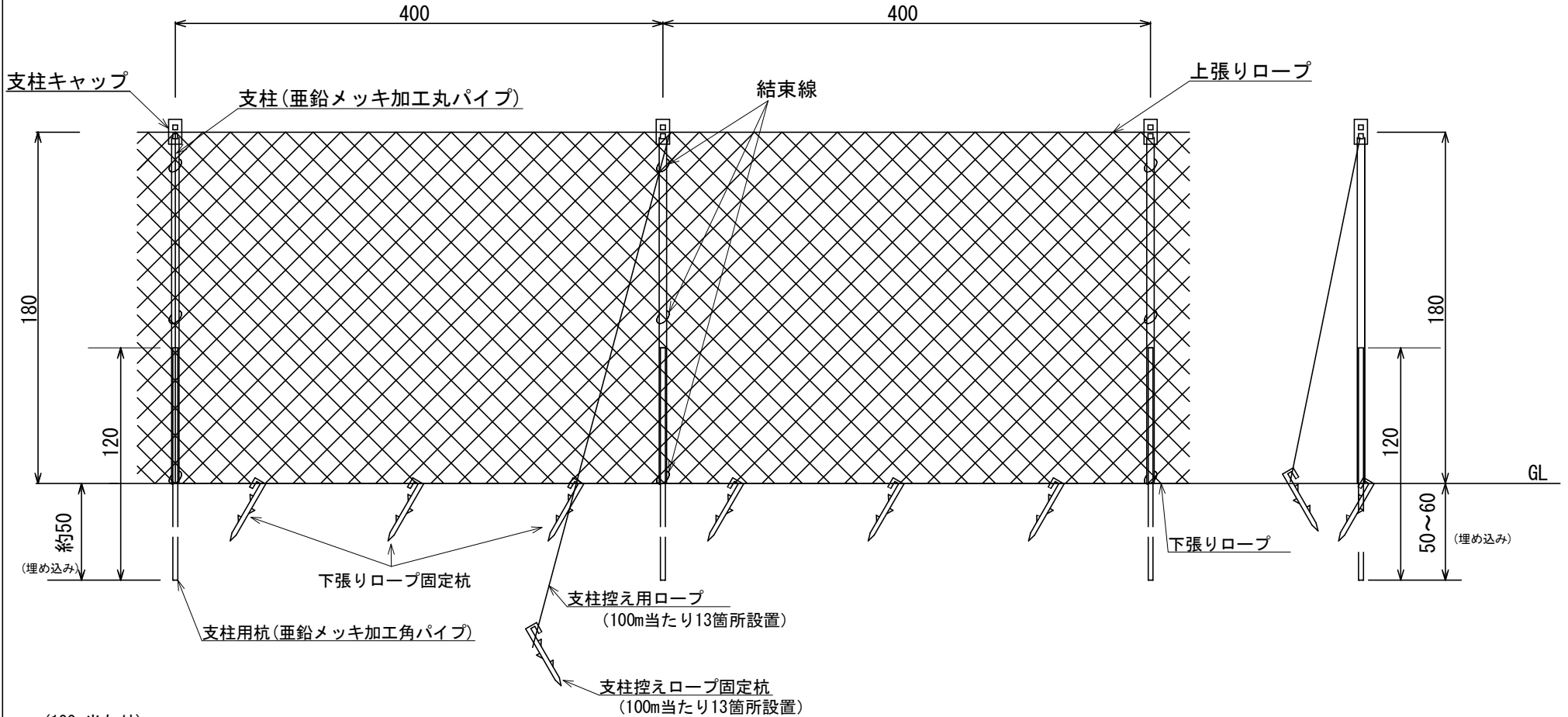


(100m当たり)

名称	形状	数量	単位
ネット	ステンレス入り (0.29mm/4本又は0.20mm/8本) PEネット H=1.8m、L=50m、10cm目合	50m/枚	2 枚
支柱	FRP支柱 (L=2.4m、φ=33mm)	1本	26 本
上張りロープ	PEロープ φ=8mm	55m/巻	2 巻
下張りロープ	PEロープ φ=6mm	55m/巻	2 巻
下張りロープ固定杭	L=430mm 返しあり	1本	75 本
支柱控えロープ	PEロープ φ=6mm	55m/巻	1 巻
支柱控えロープ固定杭	L=430mm 返しあり	1本	13 本
支柱・ネット結束線	結束バンド 又は ステンレス入りPE補修糸	200mm/箇所	78 箇所

※本図は標準仕様図であるため、設置にあたっては、現地条件に応じて、構造や材質等を決定してください。  
(本標準仕様と同等以上の構造及び材質であること。)

# シカ防護ネット柵 標準仕様図C (亜鉛メッキ加工パイプ支柱)



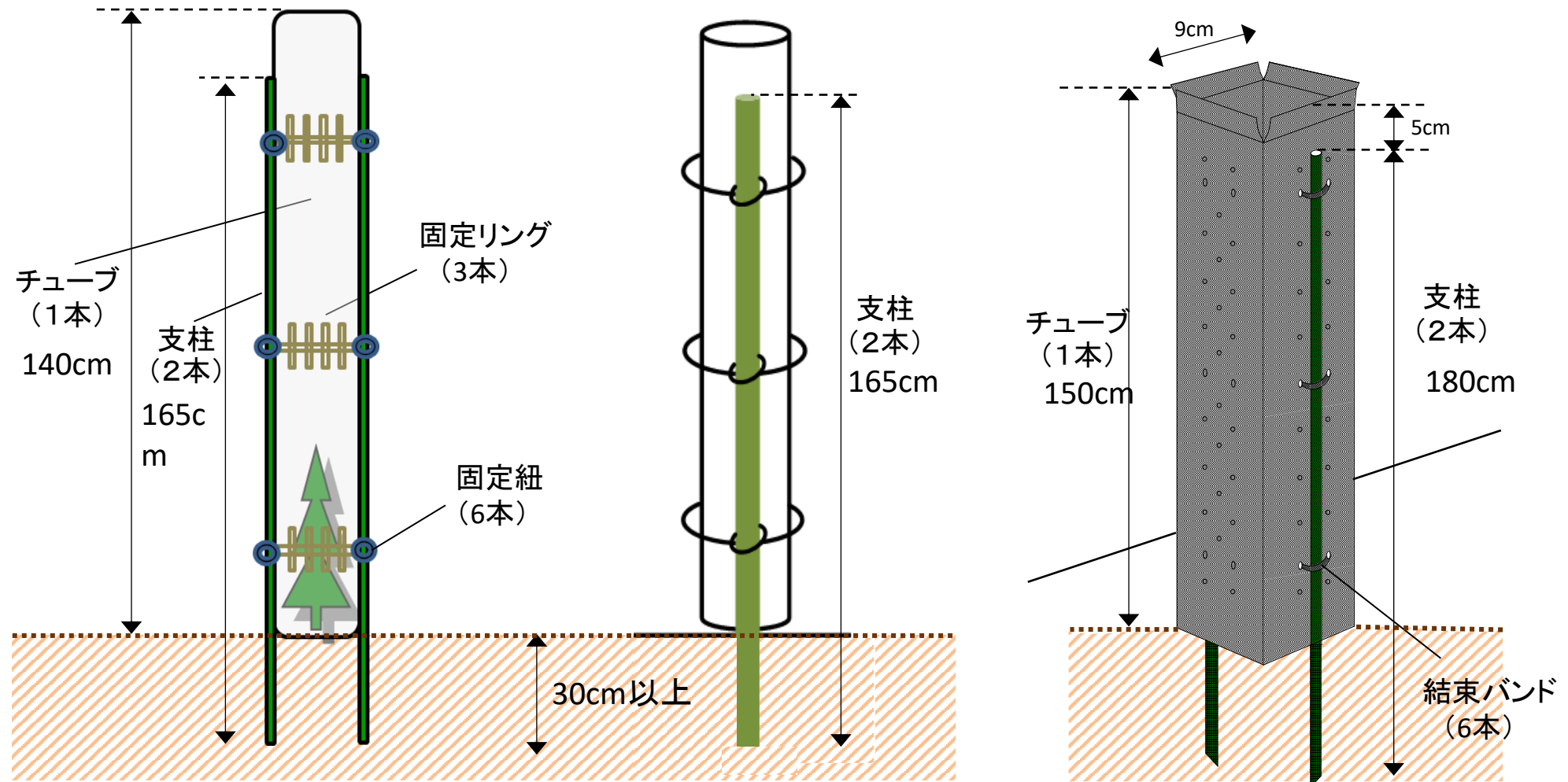
(100m当たり)

名称	形状	数量	単位
ネット	ステンレス入り (0.29mm/4本又は0.20mm/8本) PEネット H=1.8m、L=50m、10cm目合	50m/枚	2 枚
支柱	亜鉛メッキ加工丸パイプ (L=1.8m、t=0.9mm、φ=38.1mm)	1 本	26 本
支柱用杭	亜鉛メッキ加工角パイプ (L=1.2m、t=1.6mm、φ=25mm角)	1 本	26 本
支柱キャップ	ロープ止め付き	1 個	26 個
上張りロープ	PEロープ φ=8mm	55m/巻	2 巻
下張りロープ	PEロープ φ=6mm	55m/巻	2 巻
下張りロープ固定杭	L=430mm 返しあり	1 本	75 本
支柱控えロープ	PEロープ φ=6mm	55m/巻	1 巻
支柱控えロープ固定杭	L=430mm 返しあり	1 本	13 本
支柱・ネット結束線	結束バンド 又は ステンレス入りPE補修糸	200mm/箇所	78 箇所

※本図は標準仕様図であるため、設置にあたっては、現地条件に応じて、構造や材質等を決定してください。  
(本標準仕様と同等以上の構造及び材質であること。)

# 食害防止チューブ 標準仕様図1

(チューブタイプ)

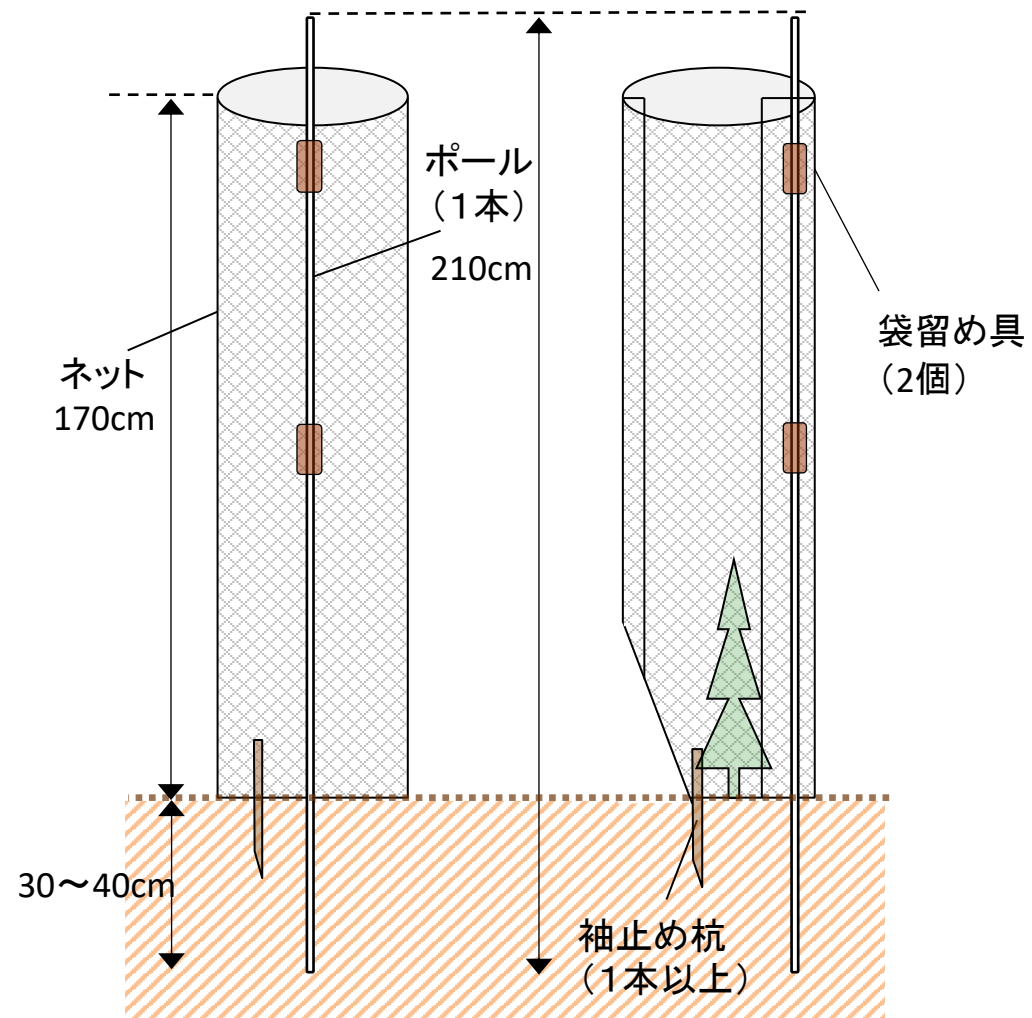


名称	形状	数量	単位
チューブ管	ポリプロピレン 直径10cm、L=140cm以上	1	本
ポール	樹脂被覆鋼管支柱 Φ=1.6cm以上、L=165cm以上	2	本
固定リング	ポリカーボネート 直径=10cm、W=1.5cm	3	個
固定紐	66ナイロン製 W=0.43cm、L=15.7cm	6	本

名称	形状	数量	単位
チューブ	ポリエチレン L=150cm以上	1	本
ポール	樹脂被覆鋼管支柱 Φ=1.6cm以上、L=180cm以上	2	本
結束バンド	ナイロン W=0.35cm L=15.2cm	6	本

## 食害防止チューブ 標準仕様図2

(ネットタイプ)



名称	形状	数量	単位
ネット	高耐候性ポリプロピレン繊維製ネット L=170以上	1	枚
ポール	ガラス繊維強化プラスチック等 L=210cm以上	1	本
袋留め具	W=2.5cm	2	個
袖止め杭	竹杭 L=35cm以上	1	本

